

改正後	現行
<p>農業経営基盤強化促進法の基本要綱</p>	<p>農業経営基盤強化促進法の基本要綱</p>
<p>〔平成24年5月31日付け24経営第564号 農林水産省経営局長通知〕</p>	<p>〔平成24年5月31日付け24経営第564号 農林水産省経営局長通知〕</p>
<p>最終改正：令和4年4月1日付け3経営第3217号</p>	<p>最終改正：令和3年4月1日付け2経営第3412号</p>
<p>第1～第4 [略]</p>	<p>第1～第4 [略]</p>
<p>第5 農業経営改善計画の認定制度 1～4 [略]</p>	<p>第5 農業経営改善計画の認定制度 1～4 [略]</p>
<p>5 専門家の活用 市町村等は、認定農業者に対し、経営改善計画に沿った経営改善を著実に進められるよう、都道府県が主体となつて整備する経営サポート体制(農業経営法人化支援総合事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産省次官依命通知)別記1の第2の3に規定する体制をいいます。以下同じです。)その他の専門的な知識を有する者(以下「専門家」といいます。)の積極的な活用を促してください。</p>	<p>5 専門家の活用 市町村等は、認定農業者に対し、経営改善計画に沿った経営改善を著実に進められるよう、農業経営担担匠(農業経営法人化支援総合事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産省次官依命通知)別記1の第2の4に規定する農業経営担担匠をいいます。以下同じです。)その他の専門的な知識を有する者(以下「専門家」といいます。)の積極的な活用を促してください。</p>
<p>なお、市町村等において、普及指導センター、農業協同組合、農業委員会、株式会社日本政策金融公庫等と連携し、適切に助言等を実施することとしている場合には、これを活用することも差し支えありません。</p>	<p>なお、市町村等において、普及指導センター、農業協同組合、農業委員会、株式会社日本政策金融公庫等と連携し、適切に助言等を実施することとしている場合には、これを活用することも差し支えありません。</p>
<p>6～10 [略]</p>	<p>6～10 [略]</p>
<p>第5の2 青年等就業計画の認定制度 1 [略]</p>	<p>第5の2 青年等就業計画の認定制度 1 [略]</p>
<p>2 青年等就業計画の作成 (1)・(2) [略]</p>	<p>2 青年等就業計画の作成 (1)・(2) [略]</p>
<p>(3) 都道府県、市町村、若成センター、農業者研修施設等の関係機関・団体は、2の(2)の指導・助言を行う際には、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について(令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局長依命通知)により定められた自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストに基づき迅速及び周知により定められた農業版BCP(事業継続計画)の策定に基づき計画書を策定の上、青年等就業計画に添付するよう促してください。</p>	<p>〔新規〕</p>
<p>3～4 [略]</p>	<p>3～4 [略]</p>
<p>5 青年等就業計画のフォローアップ等 認定新規就業者は、青年等就業計画に沿って農業経営の確立に向けた取組を著実に進めるため、毎年、市町村に青年等就業計画の達成状況や経営課題等の状況について、参考様式19-1を活用するなどの方法により、報告するものとします(新規就業者育成総合支援事業実施要綱別記1の第6の5の(1)及び別記2の第6の2の(6)ア、又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第6の2の(6)アの規定に基づき、就業状況報告を提出している場合は、青年等就業計画の達成状況や経営課題等の状況</p>	<p>5 青年等就業計画のフォローアップ等 認定新規就業者は、青年等就業計画に沿って農業経営の確立に向けた取組を著実に進めるため、毎年、市町村に青年等就業計画の達成状況や経営課題等の状況について、参考様式19-1を活用するなどの方法により、報告するものとします(農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第6の2の(6)アの規定に基づき、就業状況報告を提出している場合は、青年等就業計画の達成状況や経営課題等の状況について報告しているとみなします。)</p>

<p>について報告しているとみなします。)</p> <p>市町村は、毎年、認定新規就農者の青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等について、参考様式 19-2 を活用し面談するなどの方法により、把握するものとします(新規就農者育成総合対策実施要綱別記 1 の第 8 の 5 及び別記 2 の第 7 の 2 の (5)、又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記 1 の第 7 の 2 (5) の規定に基づき、市町村が確認をしている場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況を把握しているとみなします。)</p> <p>その上で、必要な場合には、都道府県、農業委員会、株式会社日本政策金融公庫、育成センター、4 の (5) に掲げるサポート体制等、第 5 の 5 に掲げる専門家等と連携して指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理するものとします。</p> <p>このような取組により、青年等就農計画の最終年である 5 年目においては、当該青年等就農計画に記載された目標が確実に達成されるよう努めてください。</p> <p>6~14 [略]</p> <p>第 6~第 14 [略]</p>	<p>市町村は、毎年、認定新規就農者の青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等について、参考様式 19-2 を活用し面談するなどの方法により、把握するものとします(農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記 1 の第 7 の 2 (5) の規定に基づき、市町村が確認をしている場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況を把握しているとみなします。)</p> <p>その上で、必要な場合には、都道府県、農業協同組合、農業委員会、株式会社日本政策金融公庫、育成センター、4 の (5) に掲げるサポート体制等、第 5 の 5 に掲げる専門家等と連携して指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理するものとします。</p> <p>このような取組により、青年等就農計画の最終年である 5 年目においては、当該青年等就農計画に記載された目標が確実に達成されるよう努めてください。</p> <p>6~14 [略]</p> <p>第 6~第 14 [略]</p>
--	--

改正後	現行
<p>(別紙 7)</p> <p>農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整</p> <p>第1 都市的土地利用との調整</p> <p>1 市街化区域内における農業経営基盤強化促進事業の実施</p> <p>法第17条第2項の規定により、市街化区域内においては農業経営基盤強化促進事業は行わないものとされていますが、法第5条第3項の市街化区域の定義にあり、市街化区域内であっても、当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域においては、農業経営基盤強化促進事業を実施することが可能です。</p> <p>なお、その区域としては、例えば、</p> <p>(1) 市街化区域以外の区域内の農用地（農道及び用排水路を除く河川・道路等で分断される場合を除きます。）で農作業の一体性の確保上必要不可欠な農用地の区域</p> <p>(2) 農業集落程度の地縁的まとまりを有する農業経営基盤強化促進事業を実施する土地の区域で、その土地の大部分が市街化区域以外の区域における市街化区域内に存する農用地の区域が該当します。</p> <p>2 [略]</p> <p>第2 [略]</p>	<p>(別紙 7)</p> <p>農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整</p> <p>第1 都市的土地利用との調整</p> <p>1 市街化区域内における農業経営基盤強化促進事業の実施</p> <p>法第17条第2項の規定により、市街化区域内においては農業経営基盤強化促進事業は行わないものとされていますが、法第6条第2項第6号イの市街化区域の定義にあり、市街化区域内であっても、当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域においては、農業経営基盤強化促進事業を実施することが可能です。</p> <p>なお、その区域としては、例えば、</p> <p>(1) 市街化区域以外の区域内の農用地（農道及び用排水路を除く河川・道路等で分断される場合を除きます。）で農作業の一体性の確保上必要不可欠な農用地の区域</p> <p>(2) 農業集落程度の地縁的まとまりを有する農業経営基盤強化促進事業を実施する土地の区域で、その土地の大部分が市街化区域以外の区域における市街化区域内に存する農用地の区域が該当します。</p> <p>2 [略]</p> <p>第2 [略]</p>
<p>(別紙 11)</p> <p>共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例</p> <p>[中略]</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 法第21条の3（共有者不明農用地等に係る公示）関係</p> <p>1 [略]</p> <p>2 不確知共有者への同意の取得</p> <p>第3の1のうち、法第21条の2第1項の規定による要請に係る探索によって判明した共有持分を有する者については、令第7条第5号の規定により共有持分を有する者を特定する際（第2の2の⑥）に、簡易書留による書面の送付又は訪問に併せて、同意の取得を行って下さい。</p> <p>このとき、令第7条第5号の規定による書面の送付を行う際には、次の事項を書面に記載するとともに、同意市町村の長が定めようとする農用地利用集積計画への同意について書面により確認して下さいます。また、同意しない場合には、当該農用地の活用意向について書面により返信を求めて下さい（参考様式16の別紙）。</p> <p>(1) 当該農用地利用集積計画に反対する場合であっても、自ら耕作する等により当該共有者不明農用地等の活用を行わない場合には、農地法第31条第1項に基づく都道府県知事の裁定により、最終的に機構に利用権が設定される可能性があること。</p> <p>(2) 2週間以内に返信がない場合には、6か月間の公示を経て、機構に貸貸権又は使用貸借による権利</p>	<p>(別紙 11)</p> <p>共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例</p> <p>[中略]</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 法第21条の3（共有者不明農用地等に係る公示）関係</p> <p>1 [略]</p> <p>2 不確知共有者への同意の取得</p> <p>第3の1のうち、法第21条の2第1項の規定による要請に係る探索によって判明した共有持分を有する者については、令第7条第5号の規定により共有持分を有する者を特定する際（第2の2の⑥）に、簡易書留による書面の送付又は訪問に併せて、同意の取得を行って下さい。</p> <p>このとき、令第7条第5号の規定による書面の送付を行う際には、次の事項を書面に記載するとともに、同意市町村の長が定めようとする農用地利用集積計画への同意について書面により確認して下さいます。また、同意しない場合には、当該農用地の活用意向について書面により返信を求めて下さい（参考様式16の別紙）。</p> <p>(1) 当該農用地利用集積計画に反対する場合であっても、自ら耕作する等により当該共有者不明農用地等の活用を行わない場合には、農地法第31条第1項に基づく都道府県知事の裁定により、最終的に機構に利用権が設定される可能性があること。</p> <p>(2) 2週間以内に返信がない場合には、6か月間の公示を経て、機構に貸貸権又は使用貸借による権利</p>

が設定される可能性があること。

3・4 [略]

第4・第5 [略]

が設定される可能性があること。

3・4 [略]

第4・第5 [略]

改正後

参考様式1

農業経営改善計画 青年等就農計画
の認定に係る個人情報の取扱いについて(例)

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報
情報の取扱いの確認」欄に署名、押印願います。

〇〇市町村/〇〇都道府県/国は、農業経営改善計画又は青年等就農計画(以下「経営改
善計画等」という。)の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する
法律(平成15年法律第57号)等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用
します。

また、〇〇市町村/〇〇都道府県/国は、本認定業務のほか、人・農地プランの作成・見
直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任その他の経営改善等に資す
る取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。
このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等
を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①認定農業者又は認定新規就農者の氏名(法人にあつては名称及び代表者名) 情報の内容及び年齢、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容、⑤経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容 等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金 等 (※ その他追加する機関があれば明確にすること)

個人情報の取扱いの確認

「個人情報取扱い」に記載された内容について同意します。

令和

年

月

日

氏名(名称・代表者)

参考様式12

(表紙)

(登記令第4条 既登記の所有権の移転の登記の嘱託)

参考様式1

現行

農業経営改善計画 青年等就農計画
の認定に係る個人情報の取扱いについて(例)

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人
情報の取扱いの確認」欄に署名、押印願います。

〇〇市町村/〇〇都道府県/国は、農業経営改善計画又は青年等就農計画(以下「経営改
善計画等」という。)の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する
法律(平成15年法律第57号)等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用
します。

また、〇〇市町村/〇〇都道府県/国は、本認定業務のほか、人・農地プランの作成・見
直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任その他の経営改善等に資す
る取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。
このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等
を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①認定農業者又は認定新規就農者の氏名(法人にあつては名称及び代表者名) 情報の内容及び年齢、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容、⑤経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容 等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金、農業経営相談所 等 (※ その他追加する機関があれば明確にすること)

個人情報の取扱いの確認

「個人情報取扱い」に記載された内容について同意します。

令和

年

月

日

氏名(名称・代表者)

参考様式12

(表紙)

(登記令第5条 既登記の所有権の移転の登記の嘱託)

<p>[略]</p> <p>登記嘱託書</p> <p>参考様式13 (登記令第5条 登記義務者又は登記簿の表題部に所有者として記載された者の承諾書)</p> <p>[略]</p> <p>承 諾 書</p>	<p>登記嘱託書</p> <p>[略]</p> <p>承 諾 書</p> <p>参考様式13 (登記令第8条 登記義務者又は登記簿の表題部に所有者として記載された者の承諾書)</p> <p>[略]</p> <p>承 諾 書</p>
<p>参考様式14 (表紙) (登記令第5条 未登記の所有権が移転した場合の登記の嘱託)</p> <p>[略]</p> <p>登記嘱託書</p>	<p>参考様式14 (表紙) (登記令第7条 未登記の所有権が移転した場合の登記の嘱託)</p> <p>[略]</p> <p>登記嘱託書</p>
<p>参考様式16</p> <p>共有者不明農用地に係る農用地利用集積計画への同意について</p> <p>[中略]</p> <p>なお、⑤をご選択いただいた場合には、当該農用地が遊休化することを防止するため、農地法第41条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、最終的に農地中間管理機構に利用権が設定される可能性があることにご留意下さい。</p> <p>[中略]</p> <p>別紙</p> <p>共有者不明農用地に係る農用地利用集積計画への同意について (回答)</p> <p>[中略]</p> <p>注：当該農用地について、活用の意向がない場合、農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定が行われる可能性があります。</p> <p>[略]</p>	<p>参考様式16</p> <p>共有者不明農用地に係る農用地利用集積計画への同意について</p> <p>[中略]</p> <p>なお、⑤をご選択いただいた場合には、当該農用地が遊休化することを防止するため、農地法第43条の規定による都道府県知事の裁定により、最終的に農地中間管理機構に利用権が設定される可能性があることにご留意下さい。</p> <p>[略]</p> <p>別紙</p> <p>共有者不明農用地に係る農用地利用集積計画への同意について (回答)</p> <p>[中略]</p> <p>注：当該農用地について、活用の意向がない場合、農地法(昭和27年法律第229号)第39条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定が行われる可能性があります。</p> <p>[略]</p>

附 則 (令和4年4月1日付け3経営第3217号)

- この通知は、令和4年4月1日から施行します。
- この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができます。